基礎自治体向け講習会

地域情報プラットフォーム標準仕様をベースとした基礎自治体番号制度対応 ー 条例改正の進め方 ー



2015年5月版 APPLIC事務局

基礎自治体の実態

人口規模40万人前後の団体では約2,300人の一般事務職員、人口規模15万人前後の団体では約1,100人の一般事務職員が業務に携わり、今回の番号制度対応に関しても専任チームを構成し対応にあたっているが、小規模団体では少ない職員数の中で多くの業務を兼務しており、その業務の合間で"番号制度対応"を図っているのが実態であると推測している。

≪小規模団体での主な事業課と職員数の例≫

| 人口規模 | 課名等 | 職員数 | 業務内容 |
|------------------------------------|-------------------------|-----|--|
| | 住民課 | 5名 | 戸籍届(婚姻・出生・死亡届など)、転入・転出届、戸籍謄本・抄本の発行、住民票の発行、印鑑登録・印鑑証明書の発行、臨時運行許可申請、国民年金、し尿汲み取り、合併浄化槽、犬の登録予防注射、ごみ収集など |
| 東北地区 | 保健福祉課 | 6名 | 国民健康保険、後期高齢者医療(長寿医療)、介護保険、生活保護、高齢者福祉、障がい 者福祉、児童手当、乳幼児及び児童医療、保育所、ひとり親医療、児童クラブなど |
| 某町 人口6,800人 職員数70名 (一般事務) | 保健センター | 5名 | 母子健康手帳の交付、予防接種、育児教室、乳幼児健診、育児支援事業、健康づくり 事業、成人の各種健(検)診、相談事業(健康・心・栄養・歯・その他)、健康教育、栄 養教室など |
| (ルメチ4万) | 地域包括支援センター (保健センター内) | 4名 | 高齢者の介護予防事業、介護予防ケアマネジメント業務、総合相談、高齢者の権利擁護(虐待・消費者被害の予防)、高齢者の地域支援事業など |
| | 税務課 | 4名 | 税関係証明書等の発行、住民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税の賦課及び徴収など |
| 関東地区 | 住民課 | 8名 | 住民票、印鑑証明の発行、埋火葬許可、戸籍謄・抄本の発行、印鑑登録、国民健康保 険の加入・給付、国民年金など |
| 某町 人口13,500人 | 保健福祉課 | 7名 | 社会福祉、母子福祉、障がい者福祉、児童福祉、生活保護、保育所、 町営住宅、高齢者福祉、介護保険など |
| 職員数103人 (一般事務) | 保健福祉センター | 5名 | 乳幼児健診、健康相談、予防接種、健康づくり、高齢者相談窓口など |
| (132 3 33) | 税務課 | 7名 | 町県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療 保険料課税収納など |

「個人番号」は別表1の範囲で利用が許されている

第九条

別表1に掲げる事務処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて、個人情報を効率的に検索、管理するのに必要な限度で「個人番号」を利用することができる。(第一項)

福祉、保健・医療、地方税、防災に関する事務であって、 条例で定めるものの処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて、「個人番号」を利用することができる。(第二項)



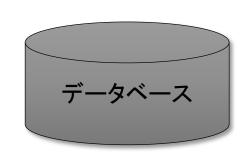
別表1+独自の条例=「個人番号利用事務」



「特定個人情報」、「特定個人情報ファイル」

「特定個人情報」 個人番号 + 個人情報

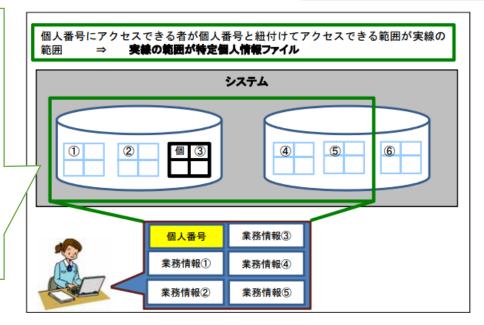
「特定個人情報ファイル」 特定個人情報を集めたデータベース



○ 個人番号をその内容に含む個人情報ファイルとは、単に個人番号が含まれているテーブルのみを意味するのではなく、個人番号にアクセスできる者が、個人番号と紐付けてアクセスできる情報を意味しており、これが特定個人情報ファイルとなる。



【リンク関係】 個人番号を含む テーブルとリンクしたテーブルは特定 個人情報ファイル



出典:「特定個人情報保護評価の概要」平成26年9月 特定個人情報保護委員会事務局

「特定個人情報」の提供をしてはならない

第十九条

何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、 特定個人情報の提供をしてはならない

例外として、

第一項、第二項: 個人番号利用事務等の実施のために本人等に提供する

第三項 : 本人又はその代理人が個人番号利用事務等実施者に提供する

第七項: 別表2に揚げられているもの

etc.

第十五条: 第十九条に該当するもの以外は他人に個人番号の提供を求めてはならない 第二十条: 第十九条に該当するもの以外は特定個人情報を収集・保管してはならない

条例改正の必要性

番号制度対応で、個人番号および特定個人情報の扱いは 条例をもって制定する必要がある



特定個人情報は個人情報であり、個人情報の扱いは条例で定めるため

番号制度対応の条例改正

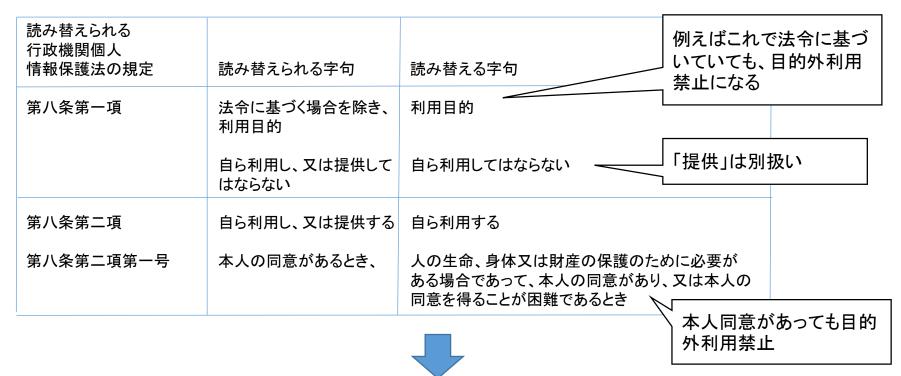
- ① 番号法第31条に基づく特定個人情報の保護措置
- ② 番号法第9条第2項に基づく独自利用事務、特定個人情報の庁内連携
- ③ 番号法第19条第9号に基づく同一地方公共団体内の他の機関への特定個人情報の提供
- ④ 番号法第18条第1号及び番号法施行令に基づく個人番号カードの独自利用

地方公共団体向けFAQコーナー Q4-1 http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/fag/chihou4.html

①番号法第31条に基づく特定個人情報の保護措置

自治体以外は個人情報保護法など法律が改正される。

第二十九条 行政機関が保有し、又は保有しようとする特定個人情報(第二十三条に規定する記録に記録されたものを除く。)に関しては、行政機関個人情報保護法第八条第二項第二号から第四号まで及び第二十五条の規定は適用しないものとし、行政機関個人情報保護法の他の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる行政機関個人情報保護法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。



自治体の場合は個人情報保護条例で規定しているため、条例改正必要

第八条

行政機関 の長は、 法令に基づく場合を除き、 利用目的以外 の目的 のため に保

有個 人情報を自ら利用し、 又は提供してはならない。

2 すると認めるときは、 前 項 の規定にかかわらず、 利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用 行政機関の長は、 次の各号のいずれかに該当

的の ため 又は提供することができる。 に自ら利用し、 又は提供することによって、 ただし、 保有個人情報を利用目的以外の目 本人又は第三者の権 利

利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、 この限りでない。

本人 \mathcal{O} 同意があるとき、 又は本人に提供するとき。

(行政機関個 人情 報保護法等 Ø 特例)

第二十九条 行政機関が保有し、 又は保有しようとする特定個人情報 (第二十三条に規定する記録に記録さ

れたものを除く。 に関しては、 行政機関個人情報保護法第八条第二項第二号から第四号まで及び第二十

五条の規定は適用しないものとし、 行政機関個人情報保護法の他の規定の適用については、 次の表の上欄

に掲げる 行政 個 報保護法 の 規定中 同 表 O 中 欄に掲げ る字句 は 同 表 Ø 下 に掲げ る字句とする。

| 読み替えられる行政機関 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
|-------------|-------------|-----------------------|
| 個人情報保護法の規定 | | |
| 第八条第一項 | 法令に基づく場合を除き | 利用目的 |
| | 、利用目的 | |
| | 自ら利用し、又は提供し | 自ら利用してはならない |
| | てはならない | |
| 第八条第二項 | 自ら利用し、又は提供す | 自ら利用する |
| | る | |
| 第八条第二項第一号 | 本人の同意があるとき、 | 人の生命、身体又は財産の保護のために必要が |
| | 又は本人に提供するとき | ある場合であって、本人の同意があり、又は本 |
| | | 人の同意を得ることが困難であるとき |
| | | |

行政機関個人情報保護法

①番号法第31条に基づく特定個人情報の保護措置

条例で制定すべき内容(例) 個々の個人情報保護条例に合わせて検討必要

- 特定個人情報、保有特定個人情報、情報提供記録等の定義
- ・収集、保管、保有等の制限
- ・目的外利用の原則禁止 (身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、 又は本人の同意を得ることが困難であるときのみ。情報提供記録は全面禁止)
- 特定個人情報の提供制限
- ・開示請求、訂正請求、利用停止請求の見直し (代理請求を認める、利用停止請求範囲、情報提供記録の利用停止請求除外、 情報提供記録の訂正に際しての総務大臣への報告)
- •措置要求

詳しくは、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等・地方公共団体等編)」を参照のこと。



マイナンバーを持つ前に条例を改正する必要がある。

(2) 番号法第29条・第30条を踏まえた個人情報保護条例の改正等

| | /木 おりからららに四八日十 | N by 105 by 101 as at TT al |
|--------|--------------------------|-----------------------------|
| | 改正 | 内容 |
| 項目 | 特定個人情報(情報提供等の記 | 情報提供等の記録 |
| | 録を除く。) (番号法第29条) | (番号法第30条) |
| 利用目的以外 | ・次の例外を除いて原則禁止と | 禁止とする。 |
| の目的での利 | する。 | (第4-3-(3)2d) |
| 用 | (第4-1-(1)1B) | |
| | <例外> | |
| | ①激甚災害時等に金銭の支払を | |
| | 行う場合 | |
| | (第4-1-(1)2a) | |
| | ②人の生命、身体又は財産の保 | |
| | 護のために必要がある場合で | |
| | あって、本人の同意があり、 | |
| | 又は本人の同意を得ることが | |
| | 困難である場合 | |
| | (第 4 - 1 - (1) 2 b) | |

(3) 特定個人情報の適正な取扱いの確保のための個人情報保護条例の改正等

| | the transfer of the plant of th |
|--------|--|
| 項目 | 必要な措置 |
| 安全管理措置 | ・個人番号利用事務等実施者は、個人番号(生存する個人のものだ |
| | けでなく死者のものも含む。)の漏えい、滅失又は毀損の防止そ |
| | の他の個人番号の適切な管理のために必要な措置を講ずる。 |
| | ・保有する個人情報である特定個人情報の漏えい、滅失又は毀損の |
| | 防止その他の保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講 |
| | ずる。 |
| | (第4-2-(2)) |

※ 上記の項目のほか、利用目的の特定、保有の制限、利用目的の変更、利用目的の 明示、保有する個人情報の正確性の確保等について、番号法第31条の規定に基づき、 行政機関等と同様の適用となるよう、個人情報保護条例の改正等が必要となる場合が セマ

| | 改正 | 内容 | | | | | | | | |
|--------|--|---------------------------------|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 項目 | 特定個人情報(情報提供等の記 | 情報提供等の記録 | | | | | | | | |
| | 録を除く。) (番号法第29条) | (番号法第30条) | | | | | | | | |
| 提供制限 | ・番号法第19条各号に該当する場 | 合に提供できるようにする。 | | | | | | | | |
| | (第4-3-(2)2) | | | | | | | | | |
| 開示 | ・本人、法定代理人、任意代理人 | による請求を認める。 | | | | | | | | |
| | (第4-4-(3)A) | | | | | | | | | |
| | ・他の法令又は条例の規定に基づ | き開示することとされている場合 | | | | | | | | |
| | であっても、開示の実施の調整は行わないこととする。 | | | | | | | | | |
| | (第4-4-(3)C) | | | | | | | | | |
| | 経済的困難その他特別の理由が | あると認めるときは、開示請求の | | | | | | | | |
| | ・経済的凶難その他特別の達出があると認めるときは、開示請求が手数料を免除できるようにする。 | | | | | | | | | |
| | (第4-4-(3)D) | | | | | | | | | |
| | | 事案の移送を禁止とする。 | | | | | | | | |
| | | (第4-4-(3)B) | | | | | | | | |
| 訂正 | ・本人、法定代理人、任意代理人による請求を認める。 | | | | | | | | | |
| | (第4-4-(4)A) | | | | | | | | | |
| | | 事案の移送を禁止とする。 | | | | | | | | |
| | | (第4-4-4)B) | | | | | | | | |
| | | 訂正の通知先を、総務大臣及 | | | | | | | | |
| | | び情報照会者又は情報提供者 | | | | | | | | |
| | | とする。 | | | | | | | | |
| | | (第4-4-(4)C) | | | | | | | | |
| 利用停止 | 本人、法定代理人、任意代理 | 請求を認めない。 | | | | | | | | |
| | 人による請求を認める。 | (第4-4-(5)C) | | | | | | | | |
| | (第4-4-(5)A) | | | | | | | | | |
| | ・次の場合も請求を認める。 | | | | | | | | | |
| | (第4-4-(5)B) | | | | | | | | | |
| | ①利用制限に違反している場合 | | | | | | | | | |
| | ②収集・保管制限に違反してい | | | | | | | | | |
| | る場合 | | | | | | | | | |
| | ③ファイル作成制限に違反して | | | | | | | | | |
| | いる場合 | | | | | | | | | |
| | ④提供制限に違反している場合 | | | | | | | | | |
| 措置要求 | THE PARTY OF THE PARTY OF THE PARTY | る者に対する措置要求を行わない | | | | | | | | |
| | こととする。 | | | | | | | | | |
| | (第4-4-(1)) | | | | | | | | | |
| 個人情報保護 | 第条例において、オンライン結合の | 制限等を担定している場合は ト | | | | | | | | |

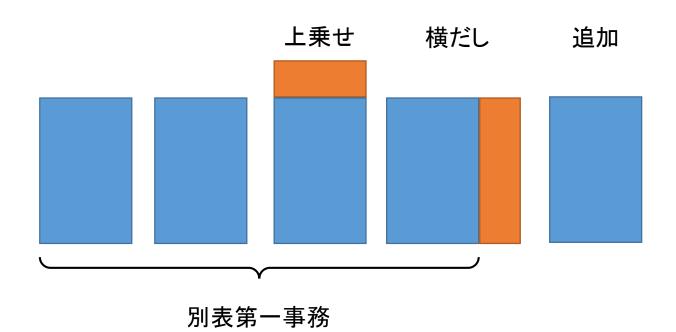
※ 個人情報保護条例において、オンライン結合の制限等を規定している場合は、上 記表の提供制限における改正内容と同様、番号法第19条各号に該当する場合に特定 個人情報を提供できるよう、当該規定の改正が必要となる場合がある。

「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等・地方公共団体等編)」

②番号法第9条第2項に基づく独自利用事務、特定個人情報の庁内連携

番号制度では個人番号の利用は<mark>事務単位</mark>に許されている。 (別表第一事務)

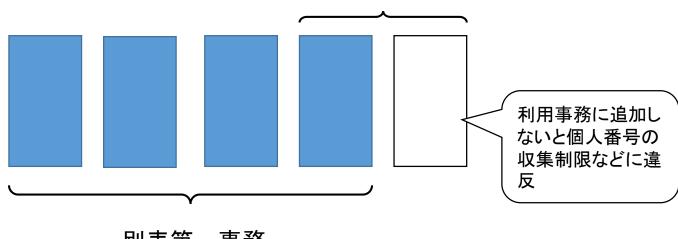
その事務を超えて個人番号を利用したい場合は条例を作る必要あり (いわゆる、上乗せ、横だし、追加)



②番号法第9条第2項に基づく独自利用事務、特定個人情報の庁内連携

積極的に個人番号を利用する独自事務を作らなくとも、 現状の事務を維持するためには条例が必要な場合も

例:申請書が一体不可分な手続き



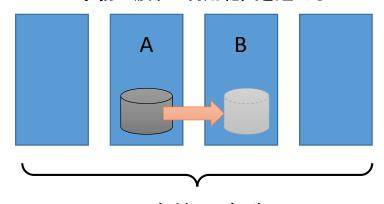
別表第一事務



現状の事務(主に窓口事務)の整理が必要 住民を中心に外部との情報のやり取りを洗い出す ②番号法第9条第2項に基づく独自利用事務、特定個人情報の庁内連携

特定個人情報の庁内連携には条例が必要とされている(事務範囲を超える利用のため)

A事務のための特定個人情報ファイルの内容を B事務に渡すと利用範囲を超える



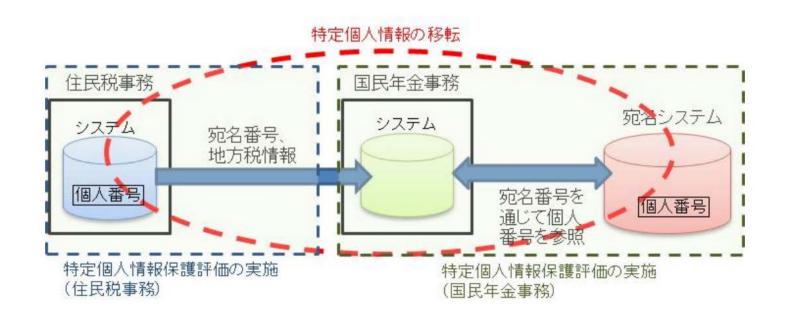
別表第一事務



庁内の情報連携を整理する必要あり 特定個人情報の流れを洗い出す

【参考】特定個人情報の庁内連携に係る条例制定は難しい

「個人番号」を含まない情報の庁内連携であっても特定個人情報の連携にあたる場合があるため、特定個人情報の連携を洗い出すことは難しい



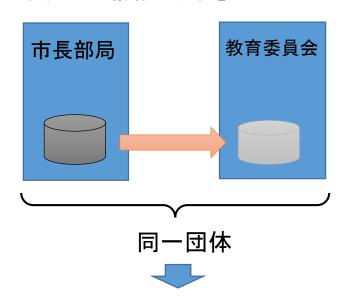
上の例では、国民年金側で宛名システムと突合することで個人番号と紐づけることが可能であることから特定個人情報の連携にあたるとされています。

連携するデータの内容を見ただけでは特定個人情報の連携か判定できない

③番号法第19条第9号に基づく同一地方公共団体内の他の機関への 特定個人情報の提供

特定個人情報の提供は「機関」単位。同じ地方公共団体でも別機関だと提供になる。

例えば市長部局から教育委員会への情報連携は 「特定個人情報の提供」になる



「特定個人情報の提供」だから原則は情報提供ネットワーク経由 とはいえ、同一団体内ではあまりに非効率 そこで、条例を作れば直接連携可能にできる

地域情報プラットフォーム標準仕様を用いて「特定個人情報」の流れを確認することができます。

地域情報プラットフォーム標準仕様を活用して条例改正ポイントを確認する 手順を説明します。

地域情報プラットフォームでわかること

「個人番号」の入り口 (外部からの流れ) 「特定個人情報」を保有すると考えられる業務ユニット 「特定個人情報」の庁内での流れ (庁内連携)

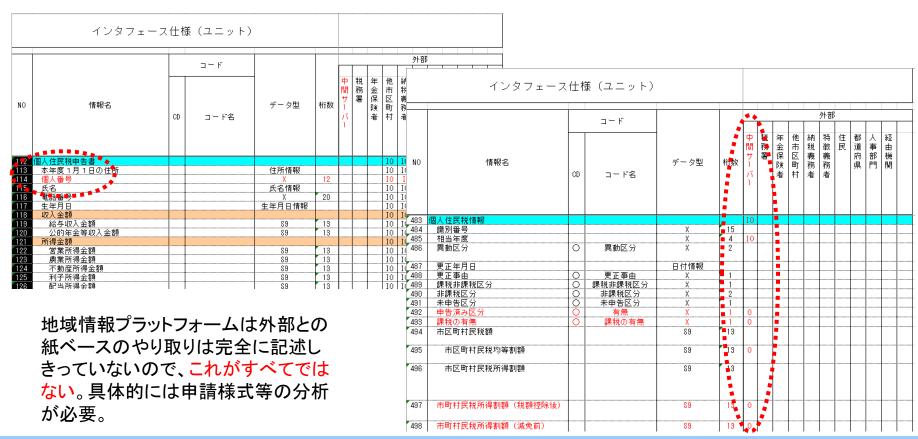
「個人番号」の入り口 (外部からの流れ)

外部とのやり取りに「個人番号」があるものは少なくとも分析対象 (地域情報プラットフォームは外部との紙ベースのやり取りは完全に記述しきっていないので参考情報)

| | インタフェース | く仕村 | (ユニット) | | | | | | | 4 # * | | | • | | | |
|------------|--------------------------|--------|----------------|--------|----------|---|-----|-------|-------|-------|-------|----|------|------|------|--|
| | | 7 - L" | | | | 外部 | | | | | | | | | | |
| | | | コード | | | *************************************** | | | | | | | | | | |
| NO | 情報名 | CD | コード名 | データ型 | 桁数 | 中間サーバー | 税務署 | 年金保険者 | 他市区町村 | 納税義務者 | 特徴義務者 | 住民 | 都道府県 | 人事部門 | 経由機関 | |
| 112 | 個人住民税申告書 | | | | | | | | 10 | 10 | | | | | | |
| 113 114 | 個人住民税申告書 本年度1月1日の住所 | | | 住所情報 | | | | | 10 | 10 | | | | | | |
| 114 | 個人番号 🍃 | | | X | 12 | ļ | | ļ | 10 | I | | | | | | |
| 115 | 氏名 | | | 氏名情報 | <u> </u> | ļ | | ļ | 10 | 10 | | | | | | |
| 116 117 | 電話番号 | | | X | 20 | ļ | | ļ | 10 | 10 | | | | | | |
| 117 | 生年月日 | | | 生年月日情報 | | ļ | | | 10 | 10 | | | | | | |
| 118 | 収入金額 | | | | L | ļ | | ļ | 10 | 10 | | | | | | |
| 119 | 給与収入金額 | | | 89 | 13 | ļ | | ļ | IO | 10 | | | | | | |
| 120 | 公的年金等収入金額 | | | 89 | 13 | ļ | | ļ | 10 | 10 | | | | | | |
| 121 | 所得金額 | | | | | ļ | | | IO | IO | | | | | | |
| 122 | 営業所得金額 | | | 89 | 13 | ļ | ļ | ļ | ΙO | ΙO | | | | | | |
| 123 | 農業所得金額 | | | 89 | 13 | ļ | | ļ | ΪŎ | ΙÓ | | | | | | |
| 124 125 | 不動産所得金額 | | | 89 | 13 | ļ | | ļ | ΪŎ | ΪŌ | | | | | | |
| | 利子所得金額 | 1 | I | l 89 | 13 | I | l | l | 10 | 10 | l | l | | l | | |

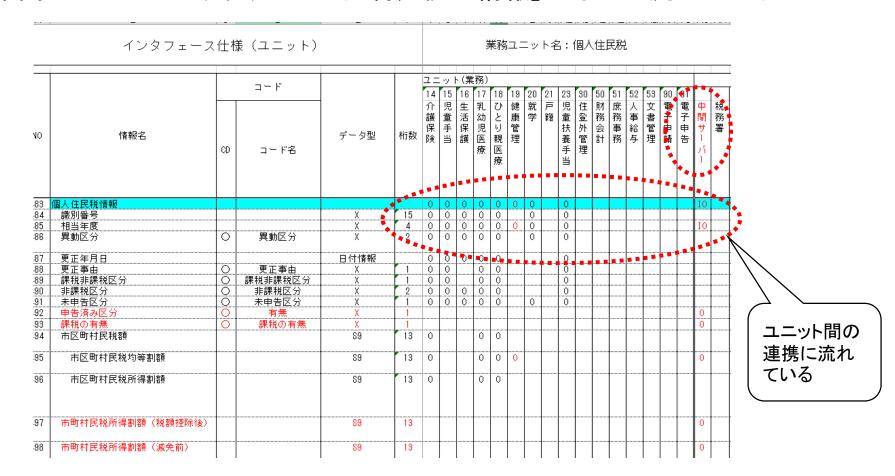
「特定個人情報」を保有すると考えられる業務ユニット

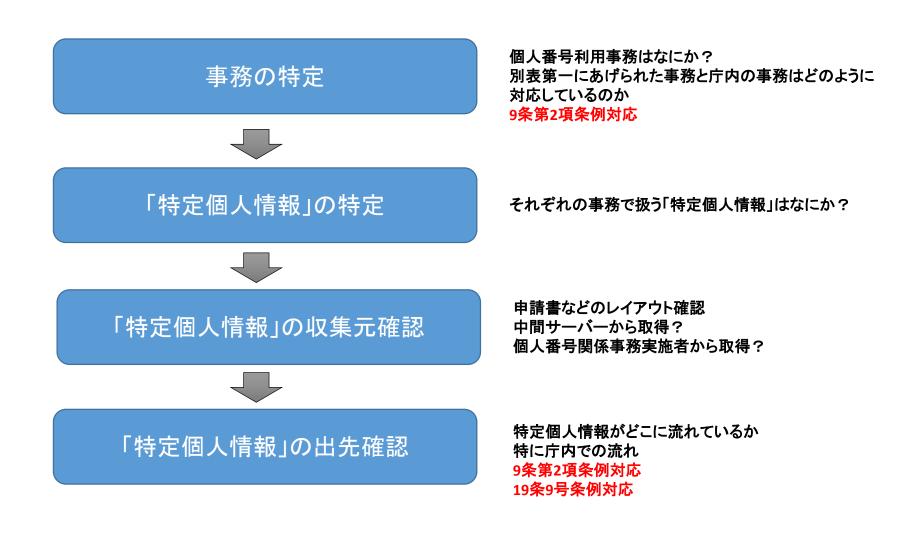
外部から「個人番号」が来るものに加え、「中間サーバー」とやり取りのある ものが「特定個人情報」を持つ業務ユニットの候補



「特定個人情報」の庁内での流れ (庁内連携)

中間サーバーとやり取りしている「特定個人情報」が庁内に流れている



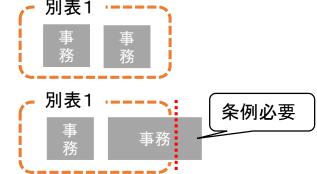


事務の特定

個人番号利用事務はなにか? 別表第一にあげられた事務と庁内の事務はどのように 対応しているのか 9条第2項条例対応

番号法別表第一を基準に、 現状の条例や事務処理要綱を分析し、「個人番号利用事務」になる 事務を特定する。

現状の事務の粒度と別表第一の事務が合わない場合は条例を作成することとなる。 (9条第2項条例対応)



地プラ活用

事務に対応した業務システムからの整理では「業務ユニット」が参考になる。特定個人情報を扱う業務ユニットが対応する事務は個人番号利用事務でなければならない。

「特定個人情報」の特定

それぞれの事務で扱う「特定個人情報」はなにか?

事務ごとに利用する「特定個人情報」を明確化しなければならない 実際には「特定個人情報ファイル」(データベース)の特定となる 既存の事務処理要綱や個人情報ファイル簿などを分析して特定する システム実装に大きく依存するため、システムの分析必要

特定個人情報の種別で条例 が必要になることはないが、 このあとの庁内連携に関す る条例策定に大きく影響する





地プラ活用

特定個人情報を持つ業務ユニットがデータベースとして特定個人情報ファイルを持つこととなる。(具体的な実装は色々)

「特定個人情報」の収集元確認

申請書などのレイアウト確認 中間サーバーから取得? 個人番号関係事務実施者から取得?

通常は、本人から、個人番号関係事務実施者から、国地方税連携、中間サーバーから

本人からの収集には申請様式の変更や本人確認など事務手順の変更が必要な場合も

事務処理要綱や申請様式、添付書類、現状事務フローなどを分析する

上記がすべて上述の「事務」に対応していなければならない。 申請用紙が一体となっている事務、受付フローが共通である事務 がある場合など注意必要

地プラ活用

特定個人情報を持つ業務ユニットが対応する事務の情報入力 画面や帳票などが確認対象となる

「特定個人情報」の出先確認

特定個人情報がどこに流れているか 特に庁内での流れ 9条第2項条例対応 19条9号条例対応

ある「事務」から見た特定個人情報の出先は3パターン

- ① 団体外の他機関への提供
- ② 同一団体内の他機関(教育委員会など)への提供
- ③ 団体内の他事務への移転
- ①は本人などを除くと中間サーバー連携とほぼ同じ
- ②については19条9号条例対応で提供可能。
- ③は個人番号の利用の一環として全面的に条例が必要。9条2項条例

個人情報ファイル簿の提供先や実際の事務フローなどを確認必要 システム上の連携データを確認するだけでは不十分

地プラ活用

②、③について地域情報プラットフォームで洗い出された情報の流れを参考にすることができる

「特定個人情報」の出先確認



①移転元は「特定個人情報ファイル」か?

②移転先は「特定個人情報ファイル」か?

児童扶養手当



「特定個人情報」の出先確認



①移転元は「特定個人情報ファイル」か?

②移転先は「特定個人情報ファイル」か? 別表第一事務ではない「ひとり親医療」は中間サーバートの連携がない 特定個人情報の移転にならない しかし、もし「ひとり親医療」を個人番号利用事務に追加したら、特定個人情報の移転になるかも

ひとり親医療



条例改正ポイントチェック

事務の特定 個人番号を利用する事務は洗い出したか、担当者は明確か □ 洗い出した事務と別表第一の対応はつくか □ 事務の上乗せ、横出しはあるか 特定個人情報の特定 事務ごとに必要な特定個人情報は明確か □ 個人情報ファイル簿との対応はつくか □ 特定個人情報ファイルとしての実装は分析されたか 特定個人情報の収集元確認 特定個人情報はどこから入手されるのか □ 入手経路に合わせ申請様式添付書類、事務手順は見直したか 申請様式や事務フローが共通な他事務と混在はないか 特定個人情報の出先確認 特定個人情報ファイルの内容は事務の外に提供・移転されるか □ 同一団体内の他機関への提供はあるか 移転先は個人番号利用事務か、特定個人情報の移転になるのか